

「職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告」（令和 7 年 9 月）の概要

内閣官房内閣人事局

1 趣旨

本報告書は、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）第 5 条第 6 項の規定に基づき、以下について国会に報告するものである。

2 報告の概要

- 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部改正・・・・・・ 4 件
 - ・内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部改正
 - ・公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令の一部改正
 - ・地方警務官の利害関係者に関する規則の一部改正
 - ・個人情報保護委員会事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部改正